

会議および会議資料の公開に関する取り扱いについて

- 神戸電鉄粟生線活性化協議会規約第 8 条第 8 項により、神戸電鉄粟生線活性化協議会の会議および会議資料は原則公開とする。

ただし、公開することにより公正かつ円滑な協議に支障が生じると認められる協議および情報公開法その他の法令、条例等により不開示とされる情報に関する協議および会議資料については、会長の判断により会議の一部または全部を非公開とすることができる。

<不開示情報事項>

不開示情報とは、情報公開法第 5 条第 1 項～第 6 項に規定される以下の情報事項など。

- ▽ 個人情報
- ▽ 企業秘密など、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報
- ▽ 市や国等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報
- ▽ 守秘義務など法令等で秘密とされている情報

以上